




決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
					整理番号	9-1

支出証拠書

78000/

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	パソコンソフトダウンの復旧手数料		
年月日	平成30年8月23日~平成	年月日	金額 3000円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

<領収書貼付枠>

領収証

No. ....

中沢事務所 様

30年8月23日

金額	¥3000
----	-------

内 但パソコンソフト復旧  
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISAGO #778

marukita きたがわ商店  
静岡市清水区船越 3-8-19  
北川 昌克  
TEL/FAX (054) 357-3534

係	
---	--

支払者: 中澤通訓

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000円	100%	3,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者		整理番号	P-12
----	-------	--	-------	--	-------	--	------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

774000

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・奨励等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	浜松野球場建設予定地視察		
年月日	平成30年 9月3日~平成 年 月 日	金額	4,700 円

目的	予定地の周辺調査
使途	東名高速料金
政務活動・ 県政との 関連性	予定地周辺の状況を確認し 可能性への内題を探る

＜領収書＞

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 浜松

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

18年 9月 3日 15時07分

車種 普通

通行料金 ¥2,350-

(外訳)

—入口料金所— 清水  
ETC 有効期限21年12月  
会員番号 (支払 - 1回払い)

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号 216-00331410-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 清水

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

18年 9月 3日 18時21分

車種 普通

通行料金 ¥2,350-

(外訳)

—入口料金所— 浜松  
ETC 有効期限21年12月  
会員番号 (支払 - 1回払い)




中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号 207-02631728-00

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,700 円	100%	4,700 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
					整理番号	9-3

支出証拠書

779001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費					
内容	伊真代					
年月日	平成30年9月2日	~	平成	年	月	日
金額						4,100 円

目的	県政活動等と記録に就く。
使途	伊真代
政務活動・ 県政との 関連性	記録に就くことにより県政推進等の 参考とする。(県政報告時に活用)

《領収書貼付枠》

領 収 証

中沢県議 様 30年9月2日

★ 4,100

但 伊真代  
上記正に領収いたしました

執者  
中澤通訓

内 訳  
税抜金額  
消費税額等(%)

ヨシイカメラ  
静岡市清水区清水町4番15号  
TEL・FAX(0543)52-4933

コクヨ ウケ-1048

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,100 円	100 %	4,100 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-4

決裁	会派代表者	(木)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(木)
----	-------	-----	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

780 - 005

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (9月分)		
年月日	平成30年9月6日~平成	年月日	金額 30,510 円

目的	政務活動に必要な車両のリース																																										
使途	9月分リース料																																										
政務活動・ 県政との 関連性	-																																										
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>10</td><td>30-08-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>30-08-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>30-08-14</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>30-08-14</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>30-09-06</td><td>SMBC (ナカニホ)</td><td>61,020</td></tr> <tr><td>15</td><td>30-09-07</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>30-09-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>30-09-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>30-09-18</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>30-09-20</td><td></td><td></td></tr> </table>				10	30-08-13			11	30-08-13			12	30-08-14			13	30-08-14			14	30-09-06	SMBC (ナカニホ)	61,020	15	30-09-07			16	30-09-13			17	30-09-13			18	30-09-18			19	30-09-20		
10	30-08-13																																										
11	30-08-13																																										
12	30-08-14																																										
13	30-08-14																																										
14	30-09-06	SMBC (ナカニホ)	61,020																																								
15	30-09-07																																										
16	30-09-13																																										
17	30-09-13																																										
18	30-09-18																																										
19	30-09-20																																										

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	61,020 円	1/2	30,510 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)	
						整理番号	9-5

支出証拠書

780002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー機リース料(1月分)		
年月日	平成30年9月7日~平成	年月日	金額 4,968 円

目的	政務活動に必要なコピー機のリース
使途	1月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

10	30-08-13	
11	30-08-13	
12	30-08-14	
13	30-08-14	
14	30-09-06	
15	30-09-07	HC)E97C-NBL 9,936
16	30-09-13	
17	30-09-13	
18	30-09-18	
19	30-09-20	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動 後援会活動	9,936 円	1/2 50 %	4,968 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

整理番号 9-6

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯料		
年月日	平成30年9月10日~平成	年月日	金額 9,349円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

お支払日	30年9月10日	当月ご請求額	149825円
当月お支払合計額	149825円	前月お支払額	0円
		内キャッシュ分	円
		合計	149825円

発行日 30年 8月 25日

会員番号	
金融機関名	
通帳記号	
口座名義	中澤 通訓

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	元
通常払い				149825	

ご利用明細

ご利用者	ご利用日	ご利用店名 海外ご利用店名/海外都市名	ご利用金額(円)
1030	7:1		
1030	7:2		
1030	7:16		
1030	7:19		
1030	7:20		
1130	7:20		
1030	7:22		
1030	7:22		
1030	7:25		
1030	7:25		
1030	8:2		
1130	8:6		
1130	8:6		
1030	8:10	au電話利用料	18698
1030	8:14		07月分

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動 利用	18698円	1/2 50%	9349円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)	
						整理番号	9-7

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

779004

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホーロー更新料		
年月日	平成30年9月11日	~平成 年 月 日	金額 10,000 円

目的	県政関連情報を県民に提供
使途	8月分更新
政務活動・県政との関連性	県政情報を提供し県民の参考となる

<<領収書貼付枠>>

領収証

No. ....

中沢事務所 様 30年9月11日

金額 ￥10000-

内 消費税等 但H/A更新料として(印刷費・送料等) 上記正に領収いたしました

現金  
小切手

marukita きたがわ商店  
静岡市清水区船越 3-8-19 202  
北川  
TEL/FAX (054) 357-3594

HISAGO #778

支払者: 中澤通訓

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000 円	100 %	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-8

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	<u>調査研究費・研修費</u>		
内容	久能山東照宮文化財保存顕彰会会費		
年月日	平成30年 9月 13日~平成 年 月 日	金額	2,000円

会の趣旨・目的	徳川家康公をお祀りする久能山東照宮は、宝物等が国宝重要文化財建造物、境内地が史跡に指定を受けている。社殿や文化財を完全に保存し、後世に伝えていくことが課せられている。
会の活動内容等	国宝重要文化財の防災施設の管理、美装化など維持管理。 久能山東照宮の保存計画管理に関する調査の実施。 会報の発行。
政務活動・県政との関連性	国宝保存は、文化財として県観光施策の一翼を担うものである。顕彰会から得られた情報や会員からの意見を参考にし、今後の県政での文化観光事業の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
30-09-13	23362	A93240002
取扱店	シミス・イイチ	
払込口座	00100-5	82334
払込金額	*5,000 料金	
振替受付票	*0	

私込みの証拠となるものですか  
なら大切に保存して下さい。  
消費税等は含まれません。  
(ゆうちょ銀行)

入金額	*10,000
おつり	*5,000

ゆうちょよ口座間送金は10月1日から  
月2回目以降、料金がかかります。

印紙税申告納付につき  
認済

\* 支払額5,000円のうち、普通会员の会費2,000円を請求する。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

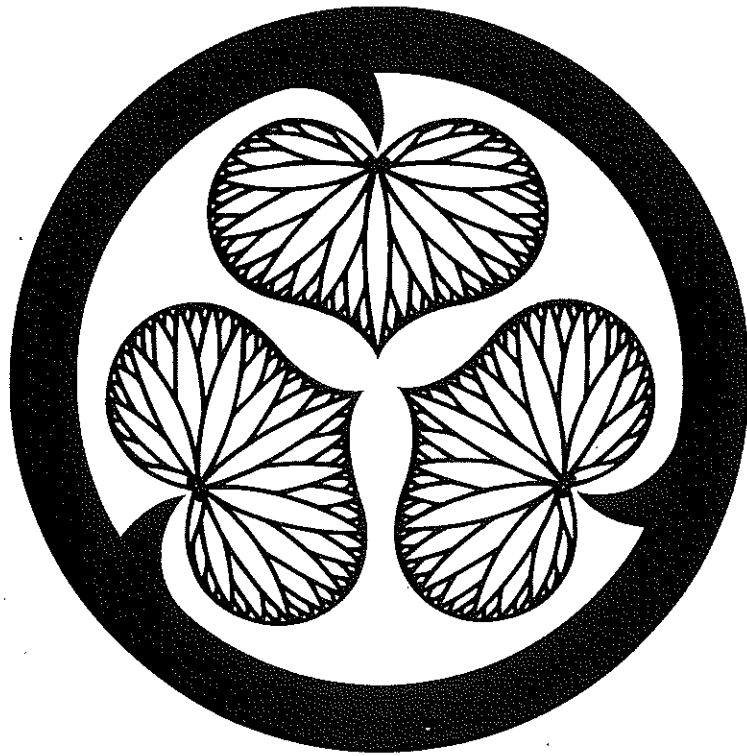
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



平成30年度

# 久能山東照宮文化財保存顕彰会総会



平成30年8月26日(日) 午後1時30分

於 久能山東照宮社務所

## 平成29年度事業報告

1、 国宝重要文化財建造物防災施設事業

仮設工、電気工、給水引込工他

平成29年4月1日～平成30年3月31日

1、 国宝重要文化財建造物維持管理事業

神庫、楼門等の漆拭工事実施

1、 文化財防災設備維持管理事業

自動火災報知設備、消火設備、消火用揚水設備、防雷設備等の保守点検の実施

1、 会報発行 第50号

1、 『白檀塗具足』修理報告書発行

1、 会員募集

「入会のご案内」リーフレット発送、配布等により新規入会促進

第2号議案

平成29年度収支決算書

【平成29年7月1日～平成30年6月30日】

久能山東照宮文化財保存顕彰会

収入金額 3,535,656円

支出金額 2,055,860円

差引残額 1,479,796円

【平成30年度へ繰越】

◎収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減△	備 考
会 費	2,000,000	1,746,568	△ 253,432	
助 成 金	200,000	200,000	0	久能山東照宮より
其 の 他 収 入	68,052	467,140	399,088	利息及び祝儀
繰 入 金	10,000	0	△ 10,000	
繰 越 金	1,121,948	1,121,948	0	前年度より
計	3,400,000	3,535,656	135,656	

◎支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減△	備 考
会 議 費	160,000	95,262	△ 64,738	
役員会議費	10,000	4,612	△ 5,388	監査会他
総 会 費	150,000	90,650	△ 59,350	
事 務 費	930,000	307,874	△ 622,126	
印 刷 費	650,000	114,074	△ 535,926	総会資料・会員証他
通 信 費	200,000	183,800	△ 16,200	郵券代・振替手数料
消 耗 品 費	80,000	0	△ 80,000	
雑 損	0	10,000	10,000	誤入金修正
旅 費	20,000	0	△ 20,000	
事 業 費	590,000	652,724	62,724	
文化財保存費	270,000	479,924	209,924	博物館助成及び文化財修理報告書発行
会報発行費	320,000	172,800	△ 147,200	会報第50号
基金積立金	1,700,000	1,000,000	△ 700,000	
計	3,400,000	2,055,860	△ 1,344,140	

## 別 途 会 計

前年度繰越金	1,400,000円
29年度積立金	1,000,000円
<hr/>	
累 計 額	2,400,000円

上記監査の結果正確なことを認める。

平成30年 7月24日

監 事



監 事



第3号議案

平成30年度事業計画（案）

1、国宝重要文化財建造物防災施設事業

仮設工、電気工、揚水管布設工他

平成30年4月1日～平成31年3月31日

1、史蹟久能山整備計画報告書の策定

年3回委員会を開催する

1、国宝重要文化財建造物維持管理事業

渡廊、日枝神社の漆拭工事実施

1、文化財防災設備維持管理事業

自動火災報知設備、消火設備、消火用揚水設備、防雷設備等の保守点検の実施

1、会報発行 第51号

1、会員募集

「入会のご案内」リーフレット発送、配布等により新規入会促進

1、その他

文化財保存及び顕彰に必要な事業

第4号議案

平成30年度収支予算書 (案)

【平成30年7月1日～平成31年6月30日】

久能山東照宮文化財保存顕彰会

収入金額 3,500,000円

支出金額 3,500,000円

差引残額 0円

◎収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減△	備 考
会 費	1,800,000	2,000,000	△ 200,000	
助 成 金	200,000	200,000	0	久能山東照宮より
其 の 他 収 入	10,204	68,052	△ 57,848	利息及び祝儀
繰 入 金	10,000	10,000	0	
繰 越 金	1,479,796	1,121,948	357,848	前年度より
計	3,500,000	3,400,000	100,000	

◎支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減△	備 考
会 議 費	160,000	160,000	0	
役員会議費	10,000	10,000	0	監査会他
総 会 費	150,000	150,000	0	
事 務 費	820,000	930,000	△ 110,000	
印 刷 費	500,000	650,000	△ 150,000	総会資料・会員証他
通 信 費	200,000	200,000	0	郵券代・振替手数料
消 耗 品 費	80,000	80,000	0	
備 品 費	40,000	0	40,000	
旅 費	20,000	20,000	0	
事 業 費	500,000	590,000	△ 90,000	
文化財保存費	300,000	270,000	30,000	文化財調査・保存修復等
会報発行費	200,000	320,000	△ 120,000	会報第51号
基金積立金	2,000,000	1,700,000	300,000	
計	3,500,000	3,400,000	100,000	

四百年経く、平和への祈り



久能山東照宮について	ご参拝のご案内	ご祈拝のご案内	久能山東照宮の四季	久能山東照宮博物館のご案内	交通
	よくあるご質問	リンク・ダウンロード	サイトマップ		

# お知らせ

久能山東照宮 > お知らせ > 久能山東照宮文化財保存顕彰会 入会のご案内

## 最新情報

平成29年5月10日

徳川家康公所用「重要文化財 香木 伽羅（きゃら）」・「重要文化財 鷺蒔絵香具箱 内小箱」特別展示のお知らせ

平成29年4月28日

ゴールデンウィーク特別企画 徳川家康公所用「重要文化財 脇指 無銘 行光」特別展示のお知らせ

平成29年4月18日

徳川家康公所用「重要文化財 脇指 無銘 貞宗」特別展示のお知らせ

平成29年4月14日

御例祭（ごれいさい）

平成29年4月 8日

天皇、皇后両陛下がスペイン国王フェリペ6世、レティシア王妃とともに「家康公の洋時計」を鑑賞されました

月別アーカイブ

2017年5月（1）

2017年4月（4）

## 平成28年1月26日 久能山東照宮文化財保存顕彰会 入会のご案内

徳川家康公をお祀り申し上げます久能山東照宮は、全国東照宮の創祀として全国の多くの皆様より篤い崇敬をいただいております。

久能山は遠く7世紀頃に開山されて久能寺が創建せられ、戦国の世に武田信玄が山上に築城して久能城、代将軍秀忠公によって徳川家康公を祀る東照宮が造営せられて、平成27年には御鎮座400年の佳節を迎え

この間約1,400年を経過し、その時代時代の文化が現在に伝承されており、特に東照宮社殿諸建造物は的なものとして14棟が国宝および重要文化財に指定されております。又所蔵する宝物は2,000点にも達し史を物語る重要な文化財で国宝・重要文化財等に指定されております。なお境内地も史跡に指定されとして価値の高いものであります。

これら社殿を始め数多い文化財を完全に保存し後世に遺憾なく伝えていくことこそ、我々に課せられます。

そこで去る昭和41年久能山東照宮文化財保存顕彰会を設立し、以来保存顕彰につとめて参りましたが各位の御協力をいただき会の充実発展を期したく存じております。何卒本会の趣旨に御賛同下され、ようお願い申し上げます。

### ○会員種別と年会費

- ・特別会員 50,000円以上（永年会員）
- ・賛助会員 5,000円
- ・普通会員 2,000円

### ○会員の待遇

- ・久能山東照宮社殿拝観並びに同博物館入館の特別扱い。
- ・会員証及び会報の配布。
- ・本会主催行事への御案内。

### ○ご入会の方法

2017年3月 (3)

ご入会いただけます方は、下記までお電話にてご連絡願います。後日、郵送にて「入会のご案内」を  
しますので、必要事項をご記入の上お申し込み願います。

2017年2月 (2)

ご入会は随時受付しております。皆様のご協賛をお願い申し上げます。

2017年1月 (6)

久能山東照宮文化財保存顕彰会

〒422-8011 静岡県静岡市駿河区根古屋390 久能山東照宮内

TEL.054-237-2438 FAX.054-237-9456

2016年12月 (3)

2016年11月 (4)

2016年8月 (1)

2016年1月 (1)

2015年10月 (1)

2015年9月 (1)

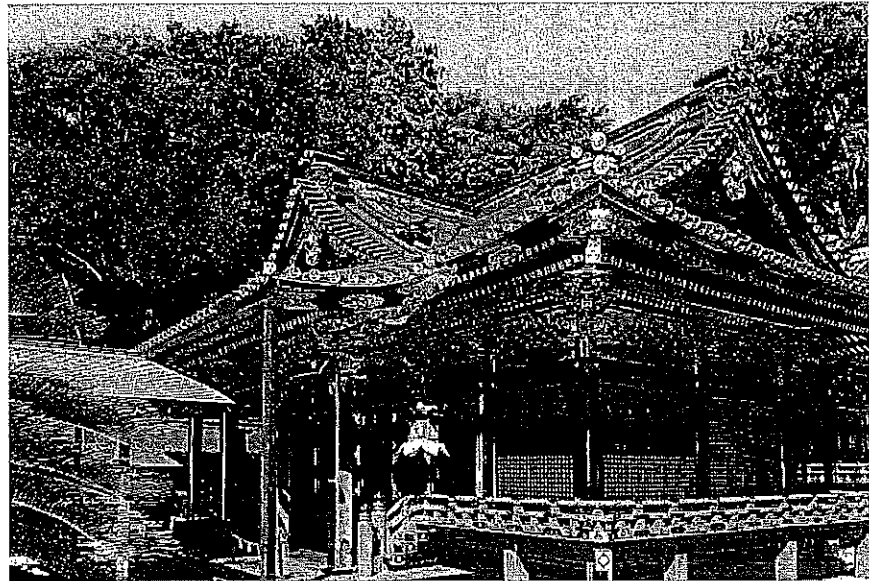
2015年6月 (1)

2015年5月 (1)

2015年4月 (2)

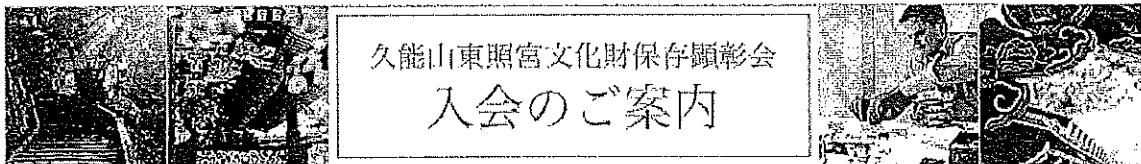
2014年9月 (1)

2014年4月 (1)



[<< 前の記事](#)

[お知らせ一覧へ戻る](#)



[ご祈祷](#) [お知らせ](#) [サイトマップ](#)



〒422-8011 静岡県静岡市駿河区根古屋390

久能山東照宮社務所

TEL.054-237-2438 / FAX.054-237-9456

Copyright © 2016 Kunozan Toshogu. All Rights Reserved.



決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
整理番号						9-9

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

779000

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会会場費(予約)		
年月日	平成30年9月3日~平成	年月日	金額 24,750円

目的	県政報告会
使途	会場費(予約 H31.3.14)
政務活動・ 県政との 関連性	県政の現状を報告し県民から 意見を聴取する。

《領収書貼付枠》

領収証

中澤通訓事務所 様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥49,500	取入
内訳	但 H31.3.14 大正-川次館代金	印紙
現金	平成30年 9月13日 上記正に領収いたしました。	
小切手		
手形		
消費税額等(%)	静岡市清水区松原町5番17号 清水文化事業サポート株式会社	係印

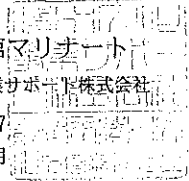
コクヨ/ウケ-390

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動 後援会活動	49,500円	50%	24,750円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 請求書 (兼施設利用明細)

中澤通訓事務所 様

静岡市清水文化会館   
指定管理者 清水文化事業サポート株式会社  
静岡市清水区松原町5-17  
代表取締役 大石 泰明

下記のとおりご請求申し上げます。

### 記

利用日：平成31年3月14日(木)

催事内容：第37回中沢みちのり県政報告会「中沢みちのりと明日を語る女性の集い」和の会講演会

入場料等：有料 (最高額 1,000円)

請求金額：第1次納付金 **¥49,500**  
※各日総額より10円未満切り捨て

<振込先> 静清信用金庫 清水支店  
普通 0195127  
清水文化事業サポート株式会社  
代表取締役 大石泰明

※お振込み手数料は利用者様のご負担となりますので予めご了承ください。

納付期限：平成30年9月15日(土)

利用会場		※利用時間帯 … 午前 (9:00 ~ 12:00) / 午後 (13:00 ~ 16:30) / 夜間 (17:30 ~ 22:00)					
利用月日(曜)	3月14日(木)	月 日( )	月 日( )	月 日( )	月 日( )	月 日( )	
施設名	午前;午後;夜間	午前;午後;夜間	午前;午後;夜間	午前;午後;夜間	午前;午後;夜間	午前;午後;夜間	
大ホール	○ ○						
一次納付金	49,500円						
小ホール							
一次納付金							
ギャラリー	全 面						
	A区画						
	B区画						
	C区画						
	D区画						
一次納付金							
リハーサル室							
一次納付金							
練習室	1						
	2						
	一次納付金						
各日計	49,500円	0円	0円	0円	0円	0円	

【備考】 ・今回ご請求の第一次納付金は、基本料金の50%となります。

整理番号	9-10					
決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(三木)

支出証拠書

775 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	清水平成政経塾 研修会費		
年月日	平成30年 9月20日~平成	年月日	金額 3000円

目的	内外の講師による講演	講師:株式会社担任取締役 東所取締役常務取締役役員 上層役員青木成樹氏 内容:日本のゆかしの経済情勢
使途	研修会費	
政務活動・ 県政との 関連性	多分室の講師による講演を県政に 生かす	

領収証

No. \_\_\_\_\_

30年9月20日

中澤通訓 様

★ ￥3000-

但 研修会費

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

清水平成政経塾

静岡市清水沼田町4-24

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,000 円	100 %	3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)	
						整理番号	9-11

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

77400/-

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	全日本22才-24才陸上競技大会視察		
年月日	平成30年9月23日~平成30年9月24日	金額	<del>32660</del> 円

32660.-

目的	表記大会の現状視察
用途	交通費、宿泊費
政務活動・ 県政との 関連性	高専社会での22才-24才大会の現状と 参加者の意欲向上、経済効果等を調査

<領収書貼付枠>

(JR) 9/23 清水 → 静岡<sup>2611</sup> → 姫路<sup>2612</sup> → 鳥取 12,330.-  
 9/24 ← 12,330.-  
 宿泊費 8000.-

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	32,660円	100%	32,660円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お客様控 クレジットカードご利用票 / CREDIT CARD SALES SLIP R542  
 有XX-XX  
 (JR東海)  
 会社名・会員番号 [REDACTED]  
 取引内容:お買上 支払区分: - 括 MS ¥12,330

商品名: (一括発券)乗車券類 3枚(冊)  
 9月23日 ひかり 471号 静岡→姫路 他  
 乗車変更や私戻しの取扱箇所、内容、方法等に制限があります。  
 私戻しの際は購入時のカードをお持ちください。  
 この控は大切に保存してください。  
 30.-8.23 60202-05 清水駅-MR2発行

お客様控 クレジットカードご利用票 / CREDIT CARD SALES SLIP R817  
 有XX-XX  
 (JR東海)  
 会社名・会員番号 [REDACTED]  
 取引内容:お買上 支払区分: - 括 MS ¥12,330

商品名: (一括発券)乗車券類 3枚(冊)  
 9月24日 スーパーはくと 12号 鳥取→姫路 他  
 乗車変更や私戻しの取扱箇所、内容、方法等に制限があります。  
 私戻しの際は購入時のカードをお持ちください。  
 この控は大切に保存してください。  
 30.-8.24 00091-05 清水駅-MR2発行

領収書-No 31  
 窓口-No 2  
 駅-No 5201130  
 領 収 書

金額 ¥12,330円  
 「消費税等込み」  
 但し、乗車券類(クレジット扱い)として

30年 8月23日  
 東海旅客鉄道株式会社  
 ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

清水駅

現金出納社員 [REDACTED]

✓宿泊費

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
300817	0363224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
0014	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		
¥8,000*		
*****		
*****		
お取扱い できない場合	残高	
		***
印 45	取手 108*	おつり
三菱UFJ銀行 千代田支店 普通 5455155 カ)シ"エイテイヒ"様 ナカサワ ミチノリ様		

お振込先・お受取人ご依頼人

領収書-No 12  
 窓口-No 2  
 駅-No 5201130  
 領 収 書

金額 ¥12,330円  
 「消費税等込み」  
 但し、乗車券類(クレジット扱い)として

30年 8月24日  
 東海旅客鉄道株式会社  
 ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

清水駅

現金出納社員 印 [REDACTED]

〒424-0828  
静岡県  
静岡市清水区千歳町 7-18  
中澤 通訓様

請求書No.: 218396675000089001

請求書発行日: 2018/06/27

1 / 2

株式会社JTB 鳥取支店  
第39回全日本マスターズ陸上競技選手権大会 係  
〒680-0846  
鳥取市扇町58番地 ナカヤビル6階  
TEL: 0857-24-7185 / FAX: 0857-24-7228  
E-mail: totto@jtb.co.jp  
営業時間: 9:30~17:30(土・日・祝祭日休業)

## 請求書

下記の通りご請求申し上げます。

イベント名 第39回全日本マスターズ陸上競技選手権大会  
イベント会期 2018/09/22 ~ 2018/09/24  
請求金額合計 ￥8,000  
入金済額 ￥0  
請求残額 ￥8,000




請求書備考

明細は次頁以降をご参照下さい。

銀行振込の方は下記口座へお振込みください。

口座情報	
銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	千代田支店
口座種別	普通
口座番号	5455155
口座名義	株式会社JTB

(注) 宿泊代 8,000 円の請求書

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p style="text-align: right;">平成30年9月24日</p> <p style="text-align: center;">会派名・議員氏名 ふじのくに県民のつどい 中澤通訓</p>						
目的	全日本マスターズ陸上大会に参加高齢者会におけるスポーツ大会の現状と参加者の意欲・経済効果等を調査					
年月日	H30年9月23～24日					
場所	エボコスボリス・スポーツセンター (鳥取県三布勢総合運動場内)					
内容	<p>1 行程 静岡—姫路—鳥取</p> <p>2 応対者 大会参加者から5人の聴取 (静岡県から5人の2人—約2名)</p> <p>3 聴取内容 自身の健康管理方法と大会参加の経費等を伺う。 夫婦、同好の士同士等、少ない人から同好者へ行商していると思われる。 大会後は旅行を兼ねる人も多い。 (参加者P24人は参考になり)</p> <p>4 県政への反映 山陰の交通不便とほいさない地域に2000人余の参加者があり、経済効果はとれずにいる。この大会が各地に持し回りの効果として期待はする。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

マスターズ陸上2018in鳥取

# 第39回 全日本マスターズ 陸上競技選手権 鳥取大会

大会スローガン

爽やかな砂丘の風にマスターズ

## エントリーブック



とき

平成30年

9月22日土 ~ 24日月

9月21日(金)	開会式	17:00	【ホテルモナーク鳥取】
	交流会	18:00	【ホテルモナーク鳥取】
9月22日(土)	第一日目	8:00	開始式 8:30 競技開始
9月23日(日)	第二日目	8:30	競技開始
9月24日(月)	第三日目	8:30	競技開始 18:00 閉会式(予定)

ところ

コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク  
陸上競技場・補助競技場 (鳥取県立布勢総合運動公園)

〒680-0944 鳥取市布勢146番地の1 TEL0857-28-7221

主催:公益社団法人 日本マスターズ陸上競技連合・朝日新聞社 主管:一般財団法人 鳥取陸上競技協会・鳥取マスターズ陸上競技連盟  
 後援:厚生労働省・スポーツ庁・観光庁・公益財団法人 日本陸上競技連盟・鳥取県・鳥取県教育委員会・公益財団法人 鳥取県体育協会・  
 鳥取市・鳥取市教育委員会・鳥取市体育協会・テレビ朝日・朝日放送・日刊スポーツ新聞社・新日本海新聞社・  
 山陰中央新報社・NHK鳥取放送局・日本海テレビ・BSS山陰放送・日本海ケーブルネットワーク 他  
 特別協賛:AIG損害保険株式会社 協賛:アシックスジャパン株式会社  
 協力:公益財団法人とっとりコンベンションビューロー・株式会社JTB鳥取支店・中国マスターズ陸上競技連盟 他



実施要項・競技日程が  
ダウンロードできます。



決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
整理番号						9-12

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

781001

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	駐車場代		
年月日	平成30年 9月25日~平成	年月日	金額 5000円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
《領収書貼付枠》	

領収証 中澤通訓事務所 様 No.

★ ¥ 10,000-

田内 駐車場代 10月分

30年 9月25日~平成 日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

収  
入  
印  
紙

コクヨ 収印紙-1097

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務 後援金	10,000 円	50 %	5000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	9-13					
決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)

支出証拠書

778002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞代		
年月日	平成30年9月26日	~平成	年月日
金額	9,640円		

目的	県政・社会情勢に対する情報収集
使途	新聞代
政務活動・ 県政との 関連性	社会情勢の情報収集により 県政への反映の資料とする
《領収書貼付枠》	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	9,640円	100%	9,640円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

6-F02 0314 平成 30 年 9 月分 領収証

読者No. [Redacted]

中沢 通訓 様

銘柄	部数	金額	合計
静岡新聞	1	2980	2,980円
			(消費税込)

9/26 9/27

株式会社 **石原新聞**  
 本店 静岡市清水区大手一丁目1番1号  
 (TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289  
 (フリーダイヤル) 0120-1577-01

涼し気な虫の音に秋の深まりを感じる時季になりました。季節の変わり目、ご自愛下さい(°o°)

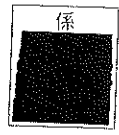
担当者: [Redacted]

領収証

支店 区域 順路 No. 中沢 通訓 様

銘柄	部数	金額(円)	備考	領収金額(含消費税)
朝日新聞	1	4,037		6,660円
農業新聞	1	2,623		
				2018年09月分
				領収致しました。
				年 9月 26日

有限会社 石原新聞店  
 静岡市清水区江尻東1-1-1 桜ヶ丘支店 352-1914  
 フリーダイヤル 0120-107-466 本店 054-366-1074



ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(田内)	
						整理番号	9-14

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

780003

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネットサービス		
年月日	平成30年 9月28日	～平成 年 月 日	金額 1,998円

目的	インターネット継続料
用途	サービス料
政務活動・ 県政との 関連性	情報収集し県政に反映する

**Webしずおかお支払明細書**

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとのお客様等とご照会ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお申し込みをお願いします。

お問合せ番号	2018年 9月 28日
お支払い日	2018年 9月 28日
今月のお支払い金額	1,998円

※お支払い口座へのご入金金は、お支払い日の前営業日までにお願いたします。

お支払い口座

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサワ ミチノリ

◆お支払いについてのお問い合わせ

**日専連 静岡**  
〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26  
TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210  
【お問合せ時間】 10:00～17:00

◆Webしずおかご利用についてのお問合せ

**Webしずおか ☎ 0120-224-260**  
〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目6番地の8 TOKAIビル  
【お問合せ時間】 9:00～18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)




◆Web閲覧への切替のお手続きについて

日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「乗書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。  
下記、日専連静岡ホームページから登録をお願いします。  
<http://www.nissenren-shizuoka.co.jp>  
※日専連静岡ホームページの「My日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項を登録ください。翌月から乗書でのご利用明細書の発送を停止いたします。乗書が必要なのは「Web」[紙] ともにご選択ください。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,998円	100%	1,998円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 9-15

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO次郎長生家を活かすまちづくりの会 会費他		
年月日	平成30年 9月28日~平成 年 月 日	金額	7,000 円

会の趣旨・目的	次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与する。
会の活動内容等	社会教育、まちづくり、観光振興を図る活動、 学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動 環境保全、地域安全、子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展、経済活動の活性化を図る活動
政務活動・県政との関連性	NPOの活動状況を調査研究するとともに、会員からの意見や要望等を聴取し、 県政における観光資源の保全・活用方策や地域振興策の向上に役立てる。
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり  会費 3,000 円+懇親会費 4,000 円=7,000 円	
※ 添付書類： <u>団体の会則</u> ・ <u>事業概要</u> ・その他 ( )	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,000 円	/	7,000 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 領収書

2018年9月28日

中澤通訓 様

¥ 3,000 -

但 年会費  
上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人  
次郎長生家を活かすまち  
〒424-0945 静岡市清水区美濃輪町



# 領収証

No. ....

中澤通訓 様

2018年9月28日

¥ 4,000 -

但

上記正に領収いたしました  
静岡市清水区港町1丁目4番1号  
蓬萊亭本店  
大滝 隆 蔵  
TEL 054-352-5296

但書: 懇親会費

## 特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市清水区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を静岡県静岡市葵区内に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 次郎長生家の保全・活用に関する事業
  - ② 次郎長翁を活かしたまちづくりをすすめる事業
  - ③ 次郎長翁に係る情報発信事業
  - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- （入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上
  - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上を副理事長、1人以上を顧問とする。

（選任等）

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。



- 2 理事長・副理事長及び顧問は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 役員職務及び報酬
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行ふ。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 牧田充哉

副理事長

同

同

顧問

理事

同

監事

同

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成29

年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0 円
- (2) 賛助会員入会金 0 円
- (3) 正会員年会費 3,000 円
- (4) 賛助会員年会費 個人 1,000 円  
団体・法人 10,000 円



平成 30 年 9 月 13 日

特定非営利活動法人

次郎長生家を活かすまちづくりの会 会員各位

特定非営利活動法人  
次郎長生家を活かすまちづくりの会  
理事長 牧田充哉

「特定非営利活動法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会」  
通常総会開催について

拝啓 盛夏の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。格別なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記のとおり通常総会を開催いたします。ご多忙中まことに恐縮ですが、ご出席いただきますよう、ご案内申し上げます。

つきましては、同封の出欠回答と、欠席の方は委任状を 9 月 26 日(水)までに事務局あてにFAXまたはEメールにてご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時： 平成 30 年 9 月 28 日(金) 18 時 00 分 開始
2. 会 場： 清水湊 次郎長生家 2 階学習室  
(静岡市清水区美濃輪町 4-16 TEL:054-353-5000)
3. 議 事： 第 1 号議案 平成 29 年度 事業報告  
第 2 号議案 平成 29 年度 決算報告  
第 3 号議案 第 3 期(平成 30 年度)事業計画(案)承認の件  
第 4 号議案 第 3 期(平成 30 年度)活動予算(案)承認の件  
第 5 号議案 その他

※総会終了後、懇親会を19時30分より、別会場にて予定しておりますので、ぜひご参加ください。

※第3期(平成 30 年度)年会費の納入案内も同封させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

【事務局・お問い合わせ先】

特定非営利活動法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会  
(有)アムズ環境デザイン研究所内 TEL. 054-247-1511  
FAX. 054-247-5339 Email. [amzatsu@ybb.ne.jp](mailto:amzatsu@ybb.ne.jp)

# 平成 29 年 次郎長生家を活かすまちづくりの会

## 次第

日時：平成30年9月28日金曜日

場所：清水次郎長生家

### 1 開会

### 2 理事長挨拶

### 3 定足数の確認

### 4 議長選出

### 5 議事録署名人選出

### 6 議事

第1号議案 第2期(平成29年)事業報告承認の件

第2号議案 第2期(平成29年)活動決算承認の件

第3号議案 第3期(平成30年)事業計画(案)承認の件

第4号議案 第3期(平成30年)活動予算(案)承認の件

その他

### 7 連絡事項等

### 8 閉会

# 平成 29 年度事業報告

## I. 事業報告

### 1. 次郎長生家の保全・活用に関する事業

#### (1) 登録文化財の申請・指定について(塩見)

■■■■■のもと、平成 27 年度に応募、平成 28 年 1 月に本申請書の提出、文化庁審議会の審査視察対応を■■■■■のもと、行った。改修工事終了後に完成した写真とともに申請書を提出し直し、平成 30 年 3 月 27 日に告示、登録番号 33-0244 として登録された。登録された理由は以下の通りである。

「清水港の発展を物語る場所に位置し、江戸末期の庶民の暮らしが分かる唯一の町屋建築」

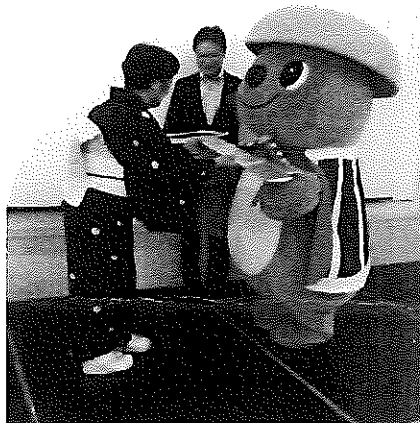
#### (2) 「登録有形文化財指定」認証式及び贈呈式

平成 29 年 7 月のリニューアルオープンを経て、生家所有者である■■■■■が生家を寄贈する意向を示したことから、建築物は受け取らない方針である静岡市と交渉を重ねた。市が生家を受け取ることも固まったなか、平成 30 年 3 月に文化庁から「登録有形文化財」として正式に認証されたことも含め、市民への PR を行う目的で認証式と贈呈式を行った。

■日時:平成 30 年 5 月 20 日(日曜日)

■場所:清水テルサ 6 階

■参加者:生家へ募金等の支援者約 140 名に郵送等にて連絡し、参加者は 65 名



#### (3) 「次郎長生家及び備品一式」贈呈式

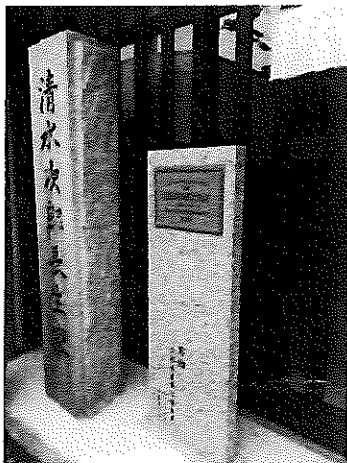
生家が静岡市の文化財施設となることから、活かす会が所有する備品等について静岡市に以下の備品を寄贈した。

- ①説明パネル B1版 5 枚
- ②空調 3 機
- ③照明 一式
- ④家具 ガラスショーケース

#### (4) 記念石碑の設置

文化庁登録文化財を示すブロンズ製のプレートの設置を(株)牧野石材様、(有)マルワ建工様のご寄付で生家前に御影石づくりにて整備された。

■整備日:平成30年7月19日



記念石碑の設置

#### (5) 募金活動の終了

建物の修復を完了後、完済していない金額が約100万円あったが、フジ物産株式会社様他、各会員の募金活動により、修復関連費用の弁済を行なった。

#### (6) 会員拡大と他団体との連携

会の今後の発展を永続的に行うために常に会員拡大を各理事、積極的に行った。また、他団体と事業等の協働、交流を図ることを目指した。

## 2. 次郎長翁を活かしたまちづくりを進める事業

### (1) NCN100%実行委員会総会での事業報告

残したい建物コンテストを企画し、グランプリを獲得した生家改修に寄付をしてくれた「100%実行委員会」の総会にて、生家改修の概要等を[ ]が報告した。

■日時:9月1日

■東京都港区 国際文化会館?

### (2) 総会の開催

改修した次郎長生家を2階の活用として本会の総会を生家2階で実施した。また、その後の懇親会も生家にて行った。

■日時:9月19日

■場所:次郎長生家二階

(3)次郎長翁を知る会との意見交換会

平成30年度の明治維新150周年、平成31年の開港120周年、平成32年次郎長生誕20周年など記念年が続くことから、事業連携について話し合いを行った。

■日時:1月17日 水曜日

■参加者:次郎長翁を知る会 山田健司会長

活かす会 牧田理事長、

(4)NCN 視察研修会

生家2階部は100%実行委員会を主催するNCN株式会社のSE工法を際よしていることから、生家や工法の視察研修会をNCNが企画し、実施し、が説明した。

■日時:1月26日

■場所:次郎長生家

(5)蓄音機できく広澤虎三を聞く会

生家工事における未払い工事費用の資金調達と改修後の新しい活用を目的にした企画である。浪曲に詳しい会員のの協力でが所有する昭和初期の蓄音機にて二代目広沢虎造のレコードを生家2階で聞くイベントを開催した。

■日時:平成29年12月3日 日曜日

■場所:次郎長生家二階

■企画・運営:

■参加者:14人



旧町家通りを今にとどめる歴史文化遺産「次郎長生家」蓄音機記念イベント

**蓄音機で聴く  
三代目広沢虎造**

**浪曲「清水次郎長伝」**

2017年  
**12月3日 日**

明治時代に大評判となった、三代目神田伯山の預傑「次郎長伝」を元に行われた二代目広沢虎造の浪曲「清水次郎長伝」は、大正時代空前のブームを巻き起こす。発売当時の貴重なSPレコードを、当時の蓄音機を使用して聴く、特別鑑賞会。

時間 **14時**  
場所 **次郎長生家 2階座敷**  
入場料 **無料** (ご寄附をお願いします)

使用レコード:アサヒレコード  
「清水次郎長傳 (石松代巻)」  
使用蓄音機:ROLERPHON ホーナル製蓄音機

**生家保存会のための寄附をお願いいたします。**

次郎長生家は、多岐にわたる寄附のご寄附によって、改修工事を実施し、本年7月に落成することができました。追加工事などの費用が必要となりました。また改修の費用のためにも引続きご寄附のほど、よろしくお願い申し上げます。

〒 徳島県 阿波郡 大歩危町 大歩危生家 次郎長生家  
〒 徳島県 阿波郡 大歩危町 大歩危生家 電話 084-381-5000

(6) 関連施設等の見学会・ワークショップの開催

登録文化財としての建築的な価値と市民が募金活動にて古い建造物をリニューアルしたまちづくりの視点等を学ぶため、学生や関係者への視察を[ ]を中心  
に実施した。

3月19日「古民家の会」見学・まち歩き

9月9日「静岡県建築士会 青年委員会」見学会

9月22日「しずおか森と学ぶ家づくりの会」見学

まち歩き『次郎長生家と清水湊の蔵の風景・夕方散歩』

9月24日「静岡県建築士会 まちづくり委員会」科学技術高校の生徒と見学

まち歩き・ワークショップ

11月21日「常葉大学 法学部 地域法政策ゼミ」見学・まち歩き

30年2月10日〈清水リサーチ〉横国大・常葉大学生と見学・まち歩き

ワークショップ

4月21日「静岡理工科大学」見学・まち歩き

3. 次郎長翁に係る情報発信事業

(1) 次郎長翁の功績をまずは周知徹底するように SNS の有効活用

生家で行われた打ち合わせやイベント等については理事各自のフェイスブックや SNS みて発信した。

(2) 江尻宿紹介ビデオ制作への協力

二峠六宿道旅実行委員会では平成27年より、文化庁の「文化遺産総合活用推進事業」を実施している。平成30年度は江尻宿の映像を制作することとなり、テーマの1つが湊で次郎長に関することであった。生家贈呈式にはその制作した映像の一部を使い生家修復の関連ビデオを制作した。

## 第2期 2017年度 活動計算書

2017年 8月 1日から 2018年 7月31日まで

特定非営利活動法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会  
(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	84,000	
賛助会員受取会費	0	
.....		84,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	960,059	
.....		960,059
3 受取助成金等		
受取補助金	450,000	
.....		450,000
4 その他収益		
経常収益計		0
		1,494,059
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		
広告宣伝費	461,000	
賃借料	260,000	
消耗品費	1,518	
接待交際費	27,522	
会議費	5,000	
諸会費	5,000	
支払報酬	250,000	
雑費	106,140	
事業費計		1,116,180
2 管理費		
(1) 人件費	0	
(2) その他経費		
通信費	22,195	
事務用消耗品費	1,123	
租税公課	65,786	
支払手数料	1,836	
管理費計		90,940
経常費用計		1,207,120
当期経常増減額		286,939
III 経常外収益		
雑収入	337,249	
受取利息	1	
経常外収益計		337,250
IV 経常外費用		
支払利息	2,976	
.....		
経常外費用計		2,976
税引前当期正味財産増減額		621,213
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		621,213
次期繰越正味財産額		618,212

(=24,000) 及び経費等

# 平成 30 年度事業計画案

## I. 事業計画

次郎長生家の登録文化財認証や贈呈なども行われ、6月1日より静岡市文化財課の管理する施設となった。平成30年は明治維新150周年記念年、平成31年は清水港開港120周年、平成32年はオリンピックイヤーであるとともに次郎長生誕200年を迎える。これら節目の年にむけて次郎長生家を活かしたまちづくりを推進する。

### 1. 次郎長生家の保全・活用に関する事業

- (1) 冊子作成（大成建設助成金）  
～生家修復・再建までの軌跡～
- (2) 会員拡大  
～イベント等の事業報告をすることで会の魅力を訴える～

### 2. 次郎長翁を活かしたまちづくりを進める事業

- (1) 清水港開港120周年記念事業への参画  
平成31年7月に予定されている開港120周年事業イベントに参画するためにNPO法人地域づくりサポートネットや次郎長に係る団体と協働でPRブース等の事業に参画する。
- (2) 次郎長生誕200周年記念事業の企画  
平成32年の次郎長生誕200年に向けての港や生家を活かし、清水区が活性化する事業を立案する。
- (3) 「次郎長翁を知る会」特別記念事業(9月17日)への後援  
～咸臨丸・壮士の墓県立150周年記念事業咸臨丸殉難者供養祭・記念講演～
- (4) 学生等との見学会、まち歩き、ワークショップ等の開催  
～次郎長生家を基点とし、港橋界隈や日の出地区を絡めたまちづくりを考える～
- (5) 登録有形文化財「上清水の家」活用事業  
～上清水にある昭和初期の住宅を活用する事業への協力。活用を検討するワークショップへの協力～  
(伊藤 隆夫)

### 3. 次郎長翁に係る情報発信事業

- (1) 「清水港湊マルシェ」(10月28日)への出展  
平成30年10月28日に清水港で開催される「清水港湊マルシェ」に参加し、来場者に次郎長生家のPRや清水の次郎長の人物像やその功績などをたたえる。  
■日時:平成30年10月28日 日曜日  
■場所:清水港日の出地区



### 第3期 2018年度 活動予算書

2018年 8月 1日から 2019年 7月31日まで

特定非営利活動法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会

(単位：円)

科 目	金	額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	84,000		
賛助会員受取会費	16,000		
.....		100,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
.....		100,000	
3 受取助成金等			
受取補助金	0		
.....		0	
4 その他収益			
経常収益計			200,000
II 経常費用			
1 事業費			
次郎長生家の保全活用に関する事業			
消耗品費 (印刷代)	300,000		
旅費交通費	19,000		
通信費	28,000		
支払報酬	130,000		
事務用消耗品費	5,000		
.....		482,000	
次郎長翁を活かしたまちづくりを進める事業			
広告宣伝費	100,000		
賃借料	10,000		
消耗品費	10,000		
会議費	20,000		
諸会費	5,000		
雑費	20,000		
.....		165,000	
次郎長翁に関する情報発信事業			
広告宣伝費	100,000		
賃借料	5,000		
消耗品費	3,000		
雑費	20,000		
.....		128,000	
事業費計			775,000
2 管理費			
(1)人件費	0		
(2)その他経費			
通信費	20,000		
事務用消耗品費	2,000		
支払手数料	3,000		
.....		25,000	
管理費計			25,000
経常費用計			800,000
III 経常外収益			
雑収入	100,000		
.....			
経常外収益計			100,000
IV 経常外費用			
支払利息	0		
.....			
経常外費用計			0
前期繰越正味財産額			617,412
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			-500,000
次期繰越正味財産額			117,412

決裁	会派代表者	(周本)	経理責任者	(田中)	経理担当者	(寺本)	
						整理番号	9-16

支出証拠書

774003

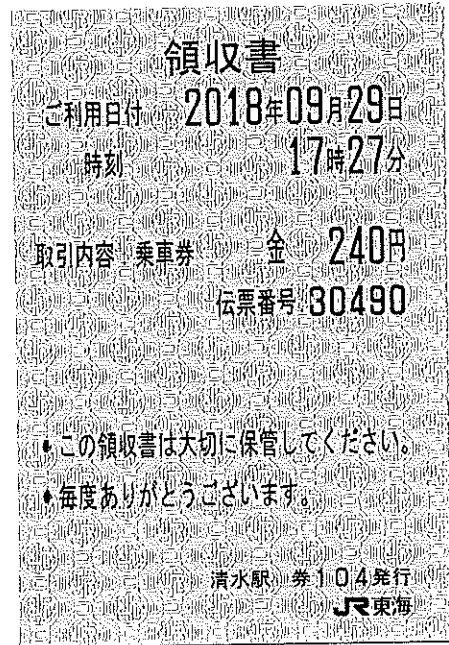
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	由比地域要望聴取		
年月日	平成30年9月29日	～平成 年 月 日	金額 1,010円

目的	地域要望を聴取
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	県政への要望

《領収書貼付枠》  
JR 清水 → 由比

2018.09.29 ~ 由比公民館



領収証  
現・チ・ク・割引 No. 7891  
日付 2018年09月29日  
車番 000104 0000  
基本運賃 ¥770円  
合計 ¥770円  
上記の様に領収致しました  
(株)東明タクシー  
電話 0543-75-4321  
毎度ご乗車ありがとうございます

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,010円	100%	1,010円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 P-17

決裁	会派代表者	(西本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 9 月分】 780004 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤通訓 )

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	1098 km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	1098	18 円 × 1098 km / km	19764

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	19764 円	100 %	19764 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月日	内 容	行 程	走行距離(km)
9月1日	入江—有度—鹿原 河川 地区文化		37
2	蒲原—折戸 福祉 道		59
3	造松—蒲原 野球場		215
5	新岡 1122(政治)		25
6	新岡—柴市 県施設 資料		31
8	由比—豊津—蒲原—岡—辻 農業 高齢者 少年 文化		75
9	船越—有度—清水 スポーツ 技能 消防		40
10	有度—高部 道路 河川		47
11	新岡—岡 教育 教育		23
12	高部—豊津—柴市 社会教育 河川改修		68
13	船越—不二—岡 稲摘跡 農業 地域		36
14	新岡—岡 農業 "越宿"博物館		115
15	不二—船越 土地改良 高知スポーツ		34
16	由比—船越—船越—清水 高知社会		44
17	岡—新岡—清水—高部 高知社会 文化 "		49
20	新岡—岡—鹿原 河川		37
22	新岡—三保—岡—不二 造 高知スポーツ 地区振興		49
23	由比—江尾—清水 体育 技能 福祉		32
29	三保—鹿原 文化 文化		44
30	不二—蒲原 高知スポーツ 福祉		38
合 計			1098

整理番号 9-18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

用途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 2 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	職員給与		
年月日	平成30年 9月1日~平成30年 9月30日	金額	43,002 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	給与 (30年 9月分)
政務活動・ 県政との 関連性	-

給料支払明細書

(30年 9月分)

日	19	時	分	分
月	10	時	分	分
日	19	時	分	分
労働日数	1	労働時間	8	60
所定時間外労働	0	基本給	86005	
支払	86005	所定時間外賃金		
給		家族手当		
額		交通費		
控		合計	86005	
除		健康保険料		
額		介護保険料		
		厚生年金		
		雇用保険料		
		所得税		
		住民税		
		前払金		
		合計		
		差引支給額	86005	

印 係 113N

--	--	--	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	86,005 円	1 / 2 50 %	43,002 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

政務活動事務雇用者出勤簿

9月分	氏名	[Redacted]
-----	----	------------

政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客対応
----------	-------------------------------

日	曜日	日付区分 (○等で表示)	勤務時間数
1	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
2	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
3	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
4	火	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
5	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
6	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
7	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
8	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
9	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
10	月	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
11	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
12	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
13	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	7
14	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
15	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
16	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
17	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
18	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
19	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
20	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
21	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
22	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
23	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
24	月	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
25	火	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
26	水	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
27	木	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
28	金	○勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
29	土	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	6
30	日	・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
31		・勤務日・休日(非勤務日を含む)・年次有給休暇	
計			103

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成20年9月20日

ふじのくに県民クラブ 澤通 印

\* 証明は、雇用主が署名して押印する。

決裁	会派代表者	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">田本</span>	経理責任者	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">田内</span>	経理担当者	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">栗</span>	
						整理番号	9-19

支出証拠書

774003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費					
内容	県庁にて調査					
年月日	平成30年 9月 9日~平成		年月日	金額	560円	

目的	県事業等の内容聴取検討・整理
使途	交通費
政務活動・県政との関連性	県事業等の内容等を聴取、政策提言につなぐ。
<<領収書貼付枠>> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	560円	100%	560円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

別紙

No.	月 日	用 件	金額 (円)
1	9月7日	議員総会、議案件名証明	560
2	月 <del>日</del>		
3	月 日		
4	月 日		
5	月 日		
6	月 日		
7	月 日		
8	月 日		
9	月 日		
10	月 日		
11	月 日		
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
合 計			



個別履歴照会

作成日時：2018年10月01日 19:53

刻印番号  
媒体タイプ  
有効期限  
本力情報

LUUCO(PASAR+POINT)  
2014/3/3  
(申請)

SF券種  
SF属性  
子ボット  
(停止)

一般バス・鉄道共通  
大人 ¥500  
発行日

ナカザワ  
中澤  
〒424-0828  
静岡県静岡市清水区千歳町  
7-18

性別 男性  
生年月日 1944/9/23 年齢 74才  
電話番号 (自宅) 054-352-5641  
(携帯)

最終残高

74才

定期券種  
停留所(発)  
停留所(着)

定期属性

発行日

適用期間  
停留所(発)  
停留所(着)

經由  
經由

割引  
割引

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	割引	割引	經由	經由
2473	2018/09/28 17:08	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋				
2472	2018/09/28 16:43	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →				
2471	2018/09/28 09:44	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡				
2470	2018/09/28 09:18	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →				
2469	2018/09/27 16:07	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋				
2468	2018/09/27 15:45	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →				
2467	2018/09/27 09:30	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡				
2466	2018/09/27 09:04	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →				
2465	2018/09/27 09:04	券売機	チャージ	¥2,000				桜橋 → 1号機				
2464	2018/09/26 16:35	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋				
2463	2018/09/26 16:11	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →				
2462	2018/09/26 10:30	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡				
2461	2018/09/26 10:09	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →				
2460	2018/09/25 17:39	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋				
2459	2018/09/25 17:17	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →				
2458	2018/09/25 08:53	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡				
2457	2018/09/25 08:29	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →				
2456	2018/09/23 11:25	バス車載機	SF利用	¥100				港南 清水駅前 → 病院 → 忠霊塔 乗車 清水区役所 降車 清水駅 静岡200か914				
2455	2018/09/21 16:09	自動改札機	SF利用	¥300				新静岡 → 入江岡				
2454	2018/09/21 15:46	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →				
2453	2018/09/21 15:45	券売機	チャージ	¥2,000				新静岡 → 2号機				
2452	2018/09/21 09:37	自動改札機	SF利用	¥300				入江岡 → 新静岡				
2451	2018/09/21 09:11	自動改札機	SF利用	¥0				入江岡 →				
2450	2018/09/19 15:20	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋				
2449	2018/09/19 14:58	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →				
2448	2018/09/19 09:50	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡				
2447	2018/09/19 09:26	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →				
2446	2018/09/18 16:00	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋				
2445	2018/09/18 15:38	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →				
2444	2018/09/18 09:43	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡				
2443	2018/09/18 09:18	自動改札機	SF利用	¥0				桜橋 →				
2442	2018/09/18 09:17	券売機	チャージ	¥2,000				桜橋 → 3号機				
2441	2018/09/14 16:50	バス車載機	SF利用	¥100				市立病院 市立清水平院 → 清水駅前 乗車 清水区役所 降車 清水駅 静岡200か553				
2440	2018/09/08 20:50	バス車載機	SF利用	¥100				港南 清水駅前 → 病院 → 忠霊塔 乗車 清水区役所 降車 清水区役所 静岡200か494				
2439	2018/09/07 16:14	自動改札機	SF利用	¥280				新静岡 → 桜橋				
2438	2018/09/07 15:52	自動改札機	SF利用	¥0				新静岡 →				
2437	2018/09/07 09:38	自動改札機	SF利用	¥280				桜橋 → 新静岡				